

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金分）の実施結果について

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援する取組として実施した、子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）について本区における実施結果を以下のとおり報告する。

2 支給対象者

離婚等によって対象児童の養育者となっているにもかかわらず、既に実施していた子育て世帯への臨時特別給付（一括給付金）を受け取れない者であって、以下の対象者に対して支給する。ただし、対象者の所得が児童手当の所得制限限度額内の者に限る。

- (1) 中学生以下の児童を扶養する者：令和4年3月分の児童手当受給者を対象
- (2) 高校生相当年齢の児童を養育する者：令和4年2月28日時点で児童を養育していた者を対象

3 対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童

4 支給額

児童一人当たり10万円

5 申請期限

令和4年4月28日（木）まで

6 支給方法

申請内容を確認し支給を決定した者に対し、通知送達後、指定口座に振込む。

7 支給月

令和4年3月から支給

8 給付実績

14世帯 20人 2,000千円